

2016年10月4日

国立大学法人富山大学
学長 遠藤 俊郎 殿

富山大学教職員組合
中央執行委員長 広瀬 信

団体交渉の申し入れ

下記の事項について団体交渉を申し入れます。

記

1. 日 時 10月18日・25日(1～4時)、無理なら21日(5～7時)で1時間
2. 場 所 富山大学事務局会議室
3. 出席者 大学側：学長、人事労務・財務担当理事、教養教育担当理事、事務局
組合側：中央執行委員、分会役員、その他組合員
4. 交渉事項 以下のとおり

要求事項

1. 8月の人事院勧告への対応案について
 - ①8月の人事院勧告以上の給与改善を要求する。
 - ②配偶者扶養手当の半減は不利益変更であり、認められない。
 - ③労働法制の改正に伴う就業規則の見直しは当然のことなので、実施を求める。
2. 教養教育院専任教員の教養教育に係るエフォートについて
 - ①教養教育に係るエフォートを全業務の60%以上にすることを撤回を要求する。

以上